

原告用

ニュース146号

次回裁判:2025年12月19日(金)午後2時 ~

目 次

裁判報告	1
・準備書面(219)	2
アクティブ試験によって汚染されたセル内での保守及び修理の可否についての調査審議及び判断の欠落について	
・準備書面(220)	6
原子力規制委員会の準備書面(26)への反論 - 層面すべり断層が六ヶ所断層の存在と活動を示すことの追加説明 -	
・準備書面(221)	9
一六ヶ所拂曲は、「確認活拂曲(伏在)」である	
進行協議・被告と参加人の主張・次回裁判日程	11
Oh! MAGROCK 17 と第 17 回大間原発反対現地集会 2025	12
仙台で、講演会を行いました	13
30 回目の六ヶ所ビースサイクルを迎えて	13
広島市で、再処理止めようの訴え!	15
三沢・六ヶ所・下北バーチャルツアーアー	16
お知らせ・『 Chernobyl その後の世界』上映 & コリンさんのお話会	18
六ヶ所核燃などを巡る動き	19
お知らせなど	20

裁 判 報 告

代表（弁護士）浅石 紘爾

<はじめに>

原告準備書面（219）を解説するにあたり、「レッドセル問題」の概要とこれまでの裁判における審理経過を、復習の意味で説明いたします。

1. レッドセル問題とは

(1) 原告側の主張(要約)

新規制基準による基準地震動の引き上げ(700ガル)に対応した耐震性を確保するためには、耐震補強工事を要する。しかし、再処理施設はアクティブ試験により、機器とセルが高レベル放射性物質によって汚染され、人がアクセスできないセル(レッドセル)が多数生じている。そこで耐震補強工事ができない場合にそれ以外の方法で耐震性を確保できるのか、その基本的な方策の検証は当然指定(変更許可)段階で審査すべきであるが、実際の審査では「安全機能を有する施設」(耐震重要施設)について具体的にあるいは既に放射能汚染されていて立ち入れない「レッドセル」が多数あるという現実を踏まえた検討がなされないまま本件変更許可がなされており違法である。

(2) 被告側の主張

これに対して、被告は、最高裁判所が示した段階的安全規制論(基本設計審査→詳細設計審査=設工認→使用前事業者検査→使



高レベル廃液濃縮缶

用前確認)によれば、レッドセル問題は設工認段階の審査事項であり(後に最終段階の「使用前確認」事項に変更)、どの段階で審査するかは規制委の裁量にゆだねられているから、レッドセル問題は規制委での審理の対象になる余地はなく、従って、裁判の対象外であると主張する。

2. 裁判所の求釈明

(1) このような被告の裁判拒否とも思える主張に対して、裁判所から次のような釈明が出されました。

① 基本設計と詳細設計の各事項は、被告規制委員会の裁量的判断に委ねられていると言うが、レッドセル問題が詳細設計事項に振り分けられた判断に合理性があるかを明確に主張すること。

② 規制委員会の適合性審査において、レッドセル問題は、審査対象あるいは検討事項になったのか。なったとすればどのような審査と判断をしたのか。審査の経過とその内容を明らかにすること。

(2) これに対する被告の釈明(準備書面27)

① レッドセル問題の前提となる

⑦ 「レッドセル」は存在しない。レッド区域への立入は絶対不可能ではない。せん断処理施設の保守は、遠隔操作(保守セルの設置、クレーン、マニプレータの設置)で。分離施設の保守は、除染、防護服、マスクの着用で可能。

⑧ 「耐震補強工事」をしなければ基準地震動に耐えられない蓋然性があるとは言えず、工事の必要性は認められない。

⑨ 耐震補強工事の要否・可否の確認は、規則(15条4項, 5項)の解釈上、供用開始後の再処理施設において、安全機能を維持するための「検査・試験」「保守・修理」がで

きるような基本設計ないし基本設計方針とすることを要求したものであり、要否・可否の判断は最終的な使用前確認の段階で確認される。

⑩ 耐震性は安全機能を確実に発揮するための前提であって「安全機能」そのものではないから、耐震補強工事は規則の「保守・修理」に該当しない。

⑪ 変更許可処分の具体的な判断過程は、パブコメに対する回答の中で「レッドセルの耐震補強工事の要否・可否は審査事項に当たりず、設工認段階で必要に応じて確認するものであるとの認識を明らかにしている」と述べるのみ。

3. 今回のニュースで紹介する原告準備書面(219)は、上記被告準備書面(27)に対する反論の“パート1”です。“パート2”は次回12月の法廷で陳述する予定です。

準備書面（219）

アクティブ試験によって汚染されたセル内での保守及び修理の可否についての調査審議及び判断の欠落について

弁護士 伊東良徳

第1 アクティブ試験によって汚染されたセル内での保守及び修理の可否についての調査審議及び判断の欠落の事実

1. 本件変更許可における調査審議及び判断の不存在

被告は準備書面(27)において、本件変更許可に際して、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル(レッドセル)内で保守及び修理が可能かについて、原子力規制委員会は検討も判断もしなかったことを自認している。

2. 設工認以降の手続で確認するということの検討及び決定の不存在

(1) 原子力規制委員会は、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で保守及び修理が可能かを設工認以降の手続で行うという決定をしていないし、その

検討もしていない。

(2) 被告はパブコメでの意見に回答したと弁解する。しかし、パブコメに対する回答は「耐震設計の詳細」について設工認の審査で確認するというだけで、工事の可否については設工認で確認すると回答せず、何も回答していない

しかも規制庁事務方は、規制委員会の会議の報告の際、アクティブ試験による汚染に関する質問・回答にはまったく触れなかった。要するにパブコメに対する回答は、工事の可否を設工認以降で行うとも述べていない上、その回答は原子力規制委員会で検討したものでさえない。

3. 変更許可時に規制委員会は「レッドセル問題」を認識していなかった



会議で説明する更田前委員長

本件変更許可(2020年(令和2年)7月29日)の後の2021年(令和3年)4月7日に原子力規制委員会の会議の場で当時の委員長は、本件再処理施設について「特に特徴があるのは、再処理施設はアクティブ試験を得ているということなのです。これが事業許可や設工認の段階できちんと認識されているか。」と述べ、設工認で「アクティブ試験の影響というの議論されたり、確認されたりしているのですか。」と事務方に聞いている。原子力規制委員長が、既に変更許可がなされた後になってアクティブ試験による汚染の問題を事業許可の段階できちんと認識されているかと聞いていること自体が、本件変更許可の審査の時点では原子力規制委員長自身が認識していなかったことを示しているというべきである。

4. 小括

原子力規制委員会は、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で修理の必要が生じたときに保守及び修理ができるかという問題について、認識・検討した上で(変更許可段階ではなく)設工認以降で対応すればいいと判断したのではなく、問題を認識していなかった(失念していた)ために判断しなかったものである。

もんじゅ最高裁判決は、変更許可の審査対象(基本設計)の範囲を規制当局の合理的裁量に委ねているが、本件では、規制委員会は審査の範囲について何らの決定もしておらず、裁量が合理的か否かという判断をする余地もない。この問題が基本設計に属すると判断されれば、それについて何らの調査審議及び判断を行なわなかつた本件変更許可は看過しがたい欠落がある。

第2 再処理事業指定基準規則15条(※)の解釈

1. はじめに

原子炉等規制法は、再処理事業指定として、「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」に改められた。つまり、原子力規制委員会の規則への適合性自体が変更許可の要件となっているのである。

再処理事業指定基準規則で定める事項は、それ自体が変更許可の要件そのものであって、それについてはそれが「基本設計」であるかを論じる必要もない。

したがって、「基本設計」であるか否かの議論と別に、それは変更許可の審査対象事項というほかない。

※再処理事業指定基準規則15条

4項: 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。

5項: 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。

2. 原子炉等規制法の段階的規制の体系との整合性について

被告は、原子炉等規制法の体系を理由に、新たな基準地震動の策定に伴って必要となる耐震補強工事は含まれないと主張する。

しかし、原子炉等規制法第49条は、変更許可後に変更許可の要件(基準適合性)を失った場合(基準地震動の変更により耐震補強工事が必要になった場合も当然含まれる)に、原子力規制委員会が「改造、修理」を命じうると定めている(バックフィット命令)。

ところが、汚染によりセル内で工事ができなくなってしまえば命令を出すことが不可能になりかねない。

再処理事業指定基準規則15条5項は、そのような場合も含めて工事可能性を確保するため定められていると読むのが原子炉等規制法の体系に即している。

被告の主張は、敗訴を回避するためだけの恣意的解釈と言わざるをえない。

3. 「修理」の文理解釈について

被告は、原発の工事計画審査ガイドの言葉を根拠に、再処理事業指定基準規則15条5項の「修理」を限定解釈している。

しかし、基準規則15条5項は、設工認のみならず、その後の使用前事業者確認等に加えさらに供用開始後に不具合が生じた場合の修理等を念頭に置いているもので、設工認申請の手続書類上の区分規定は関係がないし、実質的にも故障した機器の「取替」や「改造」ができないのでは安全機能の健全性を確保するための保守及び修理が可能であることを求める再処理事業指定基準規則15条5項を満たしていると解することはできないから、被告の主張は誤りというべきである。

4. 「安全機能」の解釈について

被告は、耐震性は安全機能を確実に発揮するための前提であって「安全機能」そのものではないから、耐震補強工事は再処理事業指定基準規則15条5項の「その安全機能の健全に維持するための適切な保守及び修理」に当たらないと主張する。

しかし、耐震性要求が安全機能を確実に発揮するための前提である以上、それが安全機能を健全に維持するための修理に当たると読むことは不可能ではないし、再処理事業指定基準規則が福島原発事故後に「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会で定める基準」として定められたことに照らせば、そう読むことこそ適切である。

5. 再処理事業指定基準規則15条5項適合性について

仮に被告の主張に従い、耐震補強工事については再処理事業指定基準規則15条5項の修理に当たらないと解した場合であっても、耐震補強工事とは別に、安全機能が何らかの原因によって実際に壊れたり不具合を生じた場合の修理が基準規則15条5項の修理であることはまったく疑いの余地がない。

アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で故障等が生じた場合に保守及び修理ができなければ、同基準規則15条5

項の要求を満たしていないことは明らかである。

本件変更許可はその点について検討も判断もされていないのであるから、調査審議及び判断の欠落がある。

6. 小括

再処理事業指定基準規則15条4項及び5項の解釈に関する被告の主張は誤りであり、仮に耐震性の問題が同規則の対象とならないと解した場合であってもアクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内の耐震補強工事以外の再処理事業指定基準規則15条5項が想定する供用開始後の安全機能喪失についての保守及び修理の可否を調査審議及び判断しなかった点において、本件変更許可には看過しがたい欠落がある。



ガラス固化建屋

第3 使用前確認の問題ではない

1. 被告の主張

被告は、耐震安全性ないし耐震補強工事は使用前確認の問題であり、「再処理事業者において、要求される基準に適合しなければ、使用前確認証が交付されることはない」から原告らの主張する解釈を探るべき実質的な理由もないとしている。

2. 被告主張の誤り

被告の主張を聞いて、何という無責任な姿勢だろうと誰しも感じると思うが、原子力規制委員会自身も、被告の裁判上の主張には同

意していないようである。

原子力規制委員会の前記会議で当時の更田委員長は次のように発言している。

「六ヶ所再処理施設、廃棄物管理施設とMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)があるわけだけれども、特に特徴があるのは、再処理施設はアクティブ試験を得ているということなのです。これが事業許可や設工認の段階できちんと認識されているか。事業許可があつて、設工認があつて、最後はその確認作業として使用前確認がある。使用前検査と言つてもいいけれども、使用前事業者検査と使用前確認がある。確認できないことを確認できると踏んで事業許可を出したり、設工認の議論を進めていないかというのは一般化した言い方です。」、「設工認の段階から、更に言えば本来であれば事業許可の段階から、使用前確認、使用前検査が可能であるかどうかを踏まえて議論されていないといけないはずなのです。」、「設工認が使用前検査を意識しないで進んだら、結局、使用前検査に行つたときに事業許可を受けている、設工認も認可されている、けれども検査ができないといって、そこで残念だったねということではないだろうから、そうすると今度ケースによっては、耐震クラスを変えるのであれば事業許可に戻ってくることになるのです。」

更田委員長の発言は、直接にはアクティブ試験で汚染されたセル内にある埋込金物の状況について確認できるかについてであるが、アクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で保守及び修理ができるかも、同じ問題である。これについて、更田委員長は、事業許可の段階で認識する必要があった。本来であれば事業許可の段階から使用前確認が可能であるかを踏まえて議論されていないといけないはずと述べている。また、使用前検査でできなかつたら残念でしたではすまない、事業許可に戻ってくるとも述べているのである。

この更田委員長の発言は常識的なものであるし、いざれにしても事業許可で検討しなくていい、使用前確認ができなければそれは事業者のせいで施設が供用されないのでからい

いだろうなどという本訴での被告の主張とはまったく異なる。

第4 まとめ

- ① 本件変更許可に際してアクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセル内で保守及び修理が可能かは検討も判断もされていない。
- ② 原子力規制委員会は、設工認以降で確認するという決定もしていない。
- ③ 再処理事業指定基準規則15条5項の解釈としても、被告の主張は誤りであるし、少なくとも耐震補強工事でなく実際故障したときを考えれば、本件変更許可に同規則15条5項の要求についての調査審議及び判断の欠落があることは明らかである。
- ④ 原子力規制委員長もアクティブ試験による汚染によって人が立ち入れないセルの問題は変更許可で議論すべきだったと考えている。
- ⑤ 被告の主張は、訴訟のために勝手に言っているだけ。
- ⑥ 大飯原発3号機及び4号機の設置変更許可が争われた大阪地裁2020年(令和2年)12月4日判決は、地震動審査ガイドにおいて基準地震動の策定にあたり経験式(この件では入倉・三宅式)を用いる場合には「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定めているにもかかわらず、ばらつきを考慮した場合にこれに基づき算出された値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく適合性を認めた変更許可について、その1点のみを理由に看過しがたい過誤欠落であるとして変更許可を取り消した。

本件変更許可における調査審議及び判断の欠落は、それよりも大きなものであり、その1点をもってしても本件変更許可は取り消されるべきである。

準備書面（220）

原子力規制委員会の準備書面（26）への反論 - 層面すべり断層が六ヶ所断層の存在と活動を示すことの追加説明 -

弁護士 海渡 雄一・原告 上澤 千尋

1. はじめに

原告は「六ヶ所断層の存在と活動性を示す変動地形学上の根拠」と題する準備書面(214)を2024年12月20日付で提出して、日本原燃が掘削した出戸西方断層南端付近のトレンチ内で、六ヶ所断層が存在し10万年前以降も活動していることを示す層面すべり断層に関する事柄を中心に述べた。

これに対して被告が提出した反論の準備書面(26)の層面すべり断層に関する記述の中で、原告の主張・説明に対する重大な誤解があるので指摘する。

2. 六ヶ所断層とイ断層（層面すべり断層）の関係

(1) イ断層（層面すべり断層）について

渡辺満久教授が地形の調査（おもに地表面）と露頭の調査（おもに地下の地層）によって、六ヶ所撓曲が存在し、その成因となる六ヶ所断層が存在していることを丁寧に示唆し、原告はこのことを重ねて説明してきており、直近の断層関係の準備書面(214)においても詳しく述べた。

さらに、渡辺教授の下記論文を引用して、出戸西方断層南端付近のトレンチ内で見つかった小さな逆断層が六ヶ所断層の存在の強力な証拠であると説明した。

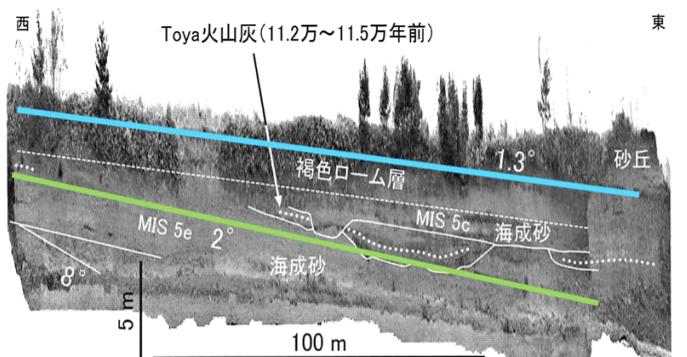


図4—露頭スケッチ(図2の露頭4)
北向きの露頭スケッチの東西を反転し、鉛直方向を5倍に強調してある。

準備書面(214)の図4 露頭スケッチ

「ところで、図3(準備書面(214)の図3と同じ)を見ると、地点c付近で東側が2m程度隆起しているように見える。ここに、東上がりの活断層が想定できる。それは、日本原燃のトレンチ調査によって確認されている。日本原燃の記載によれば、地点c付近において東へ傾く新第三紀層の層理面にそって逆断層運動が発生していることが図示されている。その鉛直変位量は約0.8mとされているが、筆者が見る限り、その2倍程度はありそうである。M1面の鉛直変位量は2m以上あるので、この断層だけでは高度差を説明できないかもしれない。しかし、鉛直変位量の計測の仕方によっても数値は異なるし、別の活断層が存在する可能性もあるので、矛盾はない。」

なお、X-Y周辺では、多数のボーリング調査が行われ、複数の地形・地質断面図が作成されている。これらによれば、六ヶ所撓曲と一致する範囲で新第三紀層が東へ傾斜していることが明示されている。この新第三紀層を東へ傾斜させる運動が「活きていく」から、層面すべり断層が発生するのである。」

さらに下図12によって、六ヶ所断層と層面すべり断層（イ断層のこと）と六ヶ所撓曲の位置関係を図示して、新第三系の地層である鷹架層の層理面沿いにずれて東上がりの逆断層が上部の地層を押し上げている様子（撓曲変形）を説明した。

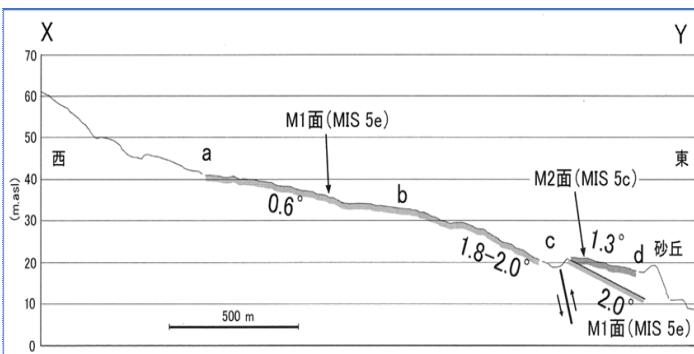
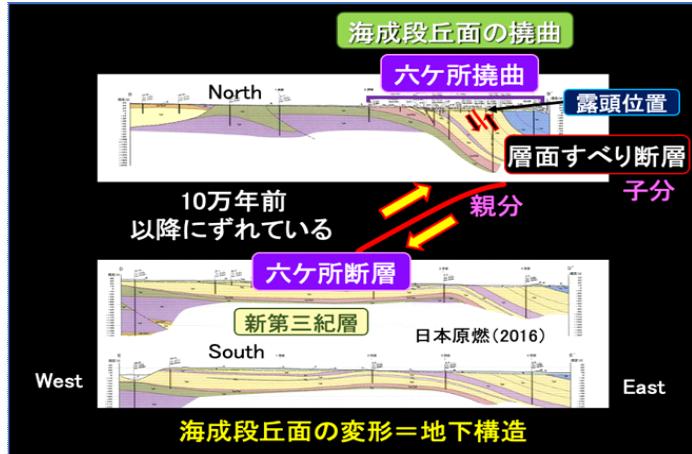


図3—M1面(MIS 5e)・M2面(MIS 5c)の変形を示す地形・地質断面(図2のX-Y)
地点b付近から東方ではM1面の傾斜が増している。地点c-d間の地下においても東方へ急斜するM1面が認められ、これを覆うM2面(MIS 5c)も東方に傾斜を増すように変形している。地点c付近には、東上がりの活断層が存在している。

準備書面(214)の図3 M1面とM2面の変形を示す地形・地質断面



準備書面(214)の図12

層面すべり断層(イ断層)は六ヶ所断層の存在の根拠

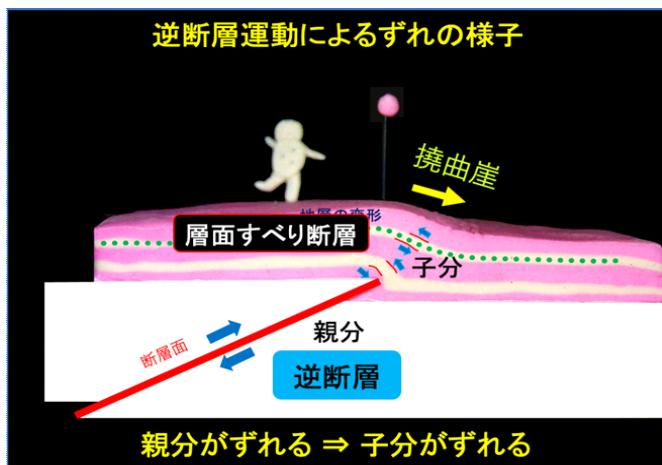


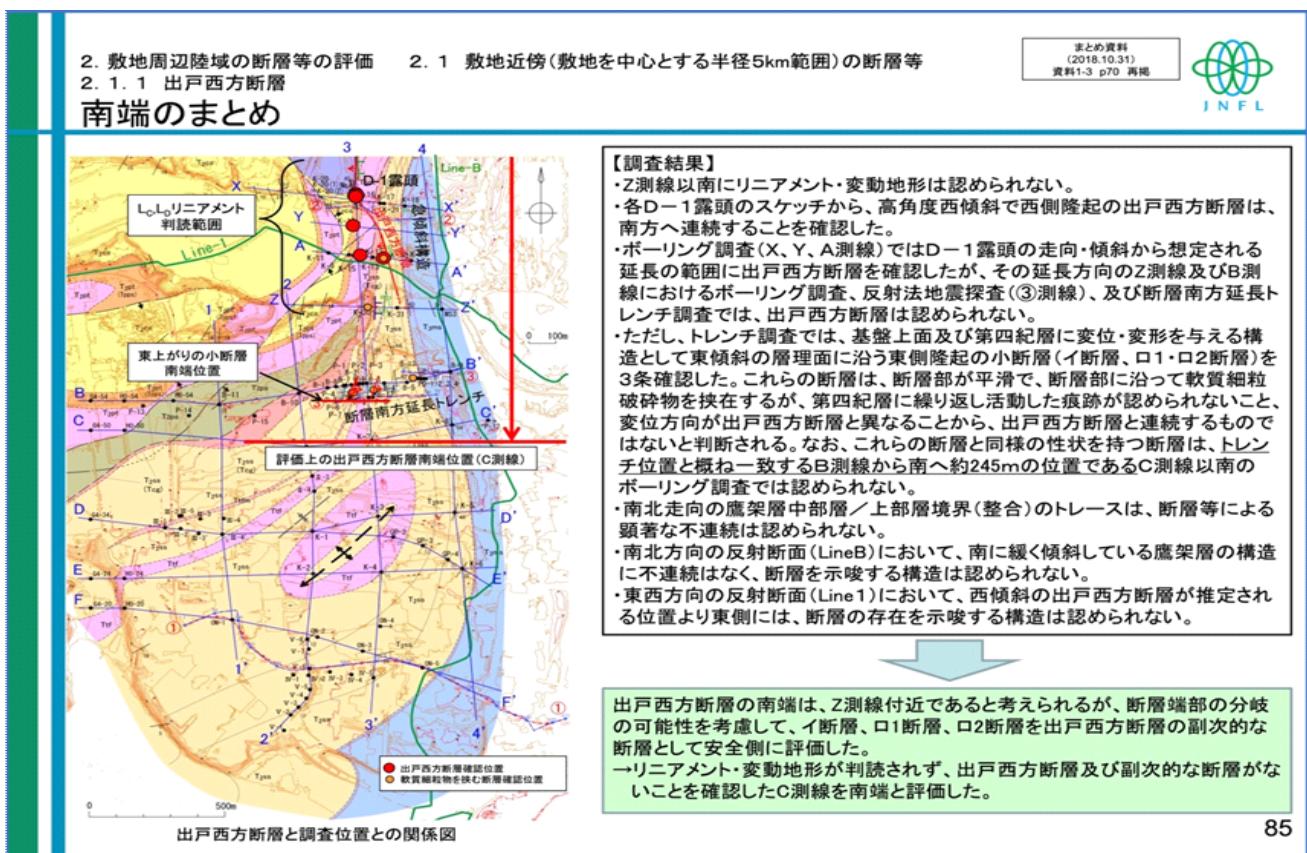
図11 逆断層運動による層面すべり断層の様子

(2) 被告の主張に対する反論

しかし、被告は六ヶ所地域の模式図である「図12」の内容が、六ヶ所地域での主断層と層面すべり断層の関係を説明しているとは正しくは理解しなかった。

被告は準備書面(214)の図11が六ヶ所地域の模式図であると思い込んだため、渡辺教授が説明する層面すべり断層形成の機序と実際のイ断層の形成状況は、異なっている」とあるとか、「断層南方延長トレンチで確認されたイ断層の変位のメカニズムを説明するのであれば、層面すべり断層は撓曲変形が起きている地層中に生じているはず」と主張している(準備書面(26)の9ページ)。実際には、渡辺教授が「図12」を用いて六ヶ所地域の主断層と層面すべり断層の関係を説明しているにもかかわらず、被告・原子力規制庁は準備書面(26)での説明に「図12」を用いていないことから、この反論はまとはずれで無意味なものになってしまっている。「図12」に示したように、新第三系中に層面すべり断層が形成され、それらが後期更新世の段丘堆積物を変位させているのである。

「図11」は、逆断層によって撓曲が発生し、そのとき層面すべり断層が上部の地層の境界に発生しうる一般的なしくみを、岩



図A 出戸西方断層の南端位置のまとめ

盤に見立てた石膏とやわらかい地層に見立てた粘土とで単純化したモデルをつくっておこなった実験結果を利用して、説明するものである。

(3) 層面すべり断層の成因

イ断層を動かしている主断層は六ヶ所断層である。

① 被告の主張

被告は準備書面(26)の12ページに図3として、図Aの左側部分のみを引用している。右側の調査結果および結論部分には次のような記載がある（おもな記述の抜粋）。

〈調査結果〉

- ・Z測線以南にリニアメント・変動地形は認められない。
- ・ボーリング調査(X、Y、A測線)ではD-1露頭の走向・傾斜から想定される延長の範囲に出戸西方断層を確認したが、その延長方向のZ測線及びB測線におけるボーリング調査、反射法地震探査(3測線)、及び断層南方延長トレンチ調査では、出戸西方断層は認められない。
- ・トレンチ調査では、基盤上面及び第四紀層に変位・変形を与える構造として東傾斜の層理面に沿う東側隆起の小断層(イ断層、ロ1・ロ2断層)を3条確認した。これらの断層は、断層部が平滑で、断層部に沿って軟質細粒破碎物を挟在するが、第四紀層に繰り返し活動した痕跡が認められないこと、変位方向が出戸西方断層と異なることから、出戸西方断層と連続するものではないと判断される。

〈まとめの部分〉

出戸西方断層の南端は、Z測線付近であると考えられるが、断層端部の分岐の可能性を考慮して、イ断層、ロ1断層、ロ2断層を出戸西方断層の副次的な断層として安全側に評価した。

→リニアメント・変動地形が判読されず、出戸西方断層及び副次的な断層がないことを確認したC測線を南端と評価した。

② 原告ら反論

「出戸西方断層の南端は、Z測線付近であると考えられるが、断層端部の分岐の可能性を考慮して、イ断層、ロ1断層、ロ2断層を出戸西方断層の副次的な断層として安全側に評価した」と書かれている通

り、日本原燃は3条の層面すべり断層イ断層・ロ1断層・ロ2断層についての成因を説明しないまま、「C測線を(出戸西方断層の)南端と評価した」のである。これは、六ヶ所断層が存在しない(あっても活断層でない)と、日本原燃が暗に仮定していることの現れである。

なお、こうして評価された出戸西方断層の南端は、基準地震動策定の内陸地殻内地震による検討において「出戸西方断層による地震」を選定する際の断層長さ決定の南端位置、および、出戸西方断層による地震の断層モデルのアスペリティ(強震動生成域)の南端位置、を設定するのに利用されているものである。

③ 層面すべり断層の成因について

日本原燃は3条の層面すべり断層の成因については説明していない。上記図Aのまとめの中でも、出戸西方断層の「断層端部の分岐の可能性」があると書かれているだけで、根拠は示されていない。原告は、出戸西方断層より深い位置に存在することが示唆されている六ヶ所断層によって層面すべり断層が発生したとする渡辺教授の説明の方が無理なく自然で科学的であると考える(仮に、日本原燃が3条の層面すべり断層が出戸西方断層の活動によって生成されたものであると証明したとしても、それだけでは不十分である。断層の大小及び位置関係を考慮すると、六ヶ所断層が活動することによって出戸西方断層が動かされる可能性があるからである)。

被告が日本原燃に対して出戸西方断層南端付近のトレンチ内で出現した3条の層面すべり断層イ断層・ロ1断層・ロ2断層の成因の説明を求めていないのは、六ヶ所断層が活断層でないことを根拠なく認めることである。それは、六ヶ所断層が「将来活動する可能性のある断層等」であることが否定されていないことになる。

したがって、「将来活動する可能性のある断層等」としての六ヶ所断層(および大陸棚外縁断層)の見落とし・見過ごししたことになり、結果としては安全側に評価したことにはならず、新規制基準適合性の審査上の重大な瑕疵にあたる。

準備書面（221）

—六ヶ所撓曲は、「確認活撓曲（伏在）」である

原告 澤井 正子

1. はじめに

独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター(以下「産総研」という)が、令和3(2021)年3月31日附けで発行した「野辺地図幅」には、「六ヶ所撓曲=六ヶ所断層」が活構造として掲載されている(原告ら準備書面(212))。被告は、「野辺地図幅」は渡辺教授らの主張する「六ヶ所撓曲=六ヶ所断層」について、「既往知見の紹介にとどまり、産総研が六ヶ所撓曲の存在を認定したものではない」と主張している(準備書面25)。原告らは本書面において、被告らが持つ大きな認識の誤りと理解不足について指摘し、「六ヶ所撓曲=六ヶ所断層」の存在を産総研として確認し、「野辺地図幅」を発行していることを改めて明らかにする。

2. 20万分の1地質図幅「野辺地」

「野辺地図幅」の解説面では六ヶ所撓曲について、はっきり「7. 活構造」として記載されている。

六ヶ所撓曲は、赤紫色点線で「確認活撓曲、伏在」で示されている。

渡辺教授が指摘している六ヶ所撓曲の形状をそのまま示しており、長さ等もほぼ指摘どおりである。

「野辺地図幅」の表示は、「JIS A 0204:2019」に基づいていることが明示されている。

3. JISにおけるA 0204 制定・改正の経過

JIS(日本産業規格)は、産業標準化法(JIS法)に基づく国家規格であり、製品、データ、サービスなどの種類や品質・性能、それらを確認する試験方法や評価方法などを定めている。この中の「A 0204地質図-記号、色、模様、用語および凡例表示」は、地質図で使用される記号、色、模様、用語および凡例について規定している。

A 0204 は、2002年、規格準拠する地質図内



第1図 20万分の1「野辺地」地域の地形陰影図
地名略称、活構造及び5万分の1K図名を示す。陰影起伏図は国土地理院の
地理院地図による。

での用語の統一や記号の統一など、品質の保証と信頼度の向上を目指しISOとの整合性を検討しながら、地質図に関するJIS(日本工業規格)として制定された。2012年には、断層・地層境界などの存在確実度および位置正確度を表現する記号を導入する改正が実施され、2019年JISが日本産業規格に変更された時点でも改正が行われ、現在施行中の規格を示すものである。

これは、「JIS A 0204:2019」に準拠する地質図に記載された記号、色、模様、用語および凡例表示について、作成する側、例えば国土地理院・産総研も、利用する側の市民・社会も、その定義に正確に即した理解・解釈によって、地質図の内容が十分に理解され活用されることを意味するものである。

4. JIS A 0204:2019の用語と定義

(1) [3.5 存在確実度]とは、断層、地層境界などの存在確実度(存在の確さ)の定義である。

- (2) [3. 6 位置正確度]は、断層や地層境界などの位置の正確を示す尺度について定義している。

(3) [3. 7伏在]とは、断層などが基準面に露出しない状態を示す。

(4) [表23-地質学的属性を表現する主な記号]について

「野辺地図幅」の凡例で示された「確認活撃曲、伏在」は、下記のように規定され、使用されている。

表示項目：活とう曲(撓曲)
活とう曲

表 23—地質学的属性を表現する主な記号（続き）

表示項目 (Description)		記号 (Symbol)	描画仕様 (Cartographic specification)		注記 (Note on use)
形状 (Shape)	色 (Color)				
とう曲 (Flexure or monocline)	活とう曲 (Active flexure or monocline)	存在確実度 特定・位置 正確度不特 定 (Certainty of identity and existence specified, positional accuracy unspecified)	確認活とう曲 (Flexure) (Confirmed active flexure or monocline)	    	<p>確認活とう曲 (Flexure) (存在確実度特定・位置正確度不特定)と同じ形狀。ただし、色を塗れる。</p> <p>赤茶など (断層と 区別でき るような 色を用い る。)</p> <p>活とう曲 (Flexure) の 存在が確認でき、位 置正確度を特定しな い場合に用いる。 六つの記号のうち、い ずれかを選択でき る。</p>
			確認活とう曲 (Flexure), 伏在 (Confirmed active flexure or monocline, concealed)	    	
			確認活とう曲 (Flexure), 伏在 (存在確 実度特定・位置正確 度不特定) と 同じ形 状。ただし、色を塗 れる。	<p>赤茶など (断層と 区別でき るような 色を用い る。)</p> <p>活とう曲 (Flexure) の 存在が確認できるも のの、ほかの地層・ 岩体などに覆われ たとう曲 (Flexure) が 地表近くと特異の基 準線に露出しない場 合に用いる。位置正 確度は考慮しない。</p> <p>六つの記号のうち、い ずれかを選択でき る。</p>	
しおう曲 (Fold)					

	存在確実度特定・位置正確度不特定
確認活とう曲（撓曲）、伏在記号	(最上位の記号を使用している)
描画使用	確認とう曲(撓曲)、伏在(存在確実度特定、位置正確度不特定)と同じ形状。ただし、色を違える。
色	赤紫など(断層と区別できるような色を用いる)。

注記 活とう曲(撓曲)の存在が確認できるものの、ほかの地層、岩体などに覆われ、活とう曲(撓曲)が地表面など特定の基準面に露出しない場合に用いる。

以上のように、渡辺教授らが存在を指摘する「六ヶ所撓曲＝六ヶ所断層」は、産総研の「20万分の1図幅「野辺地」に正確に掲載されている。凡例から読み取ると、「野辺地図幅」における「六ヶ所撓曲は、活とう曲が存在することが確かで、位置は伏在である」として図示されている。すなわち、六ヶ所撓曲は確実な活構造として紹介されているのである。

5. おわりに

「野辺地図幅」の作成者の産総研が、六ヶ所撓曲を「確認活とう曲(撓曲)、伏在」と認定し、活とう曲の存在が確実であるとして、「確認活とう曲(撓曲)、伏在」を示す記号を使用し、「野辺地図幅」に掲げているのは、渡辺教授らの調査・研究によりその存在が明らかになった「六ヶ所撓曲=六ヶ所断層」が、活断層学会等の各学会、専門家、識者だけでなく、産総研などの専門機関からも「新知見」として認定されたことの証左である。

原告らをはじめ日本社会全体が、産総研の作成・発行した「図幅類」に全幅の信頼を寄せ、利用している事実は大変重い。もし、産総研が「活構造と思わないが、六ヶ所撓曲を確

認活撓曲として紹介した」(既往知見の紹介)という見解があるならば、今まで産総研が作成してきた図幅類すべての信頼性が一挙に失われる事態となることは確実である。

よって、被告の主張は失当と言わざるを得ない。

進行協議

次回裁判の日程

裁判長

① レッドセル問題

規制委員会の更田委員長の発言をもって直ちに審査の過誤・欠落ありとは言えないのではないか。この問題を、後段規制の対象と解する規制委の判断の合理性の有無が問題である。

② イ断層について

f-1, f-2断層(甲D227)とイ断層の説明の整合性について。

③ 大陸棚外縁断層に関する被告主張に対する反論。

④ 次回までは、立証計画(人証など)の青写真を示すこと。

被告の主張

準備書面(28)火山関係の再反論

参加人の主張

なし

六ヶ所断層巡り

国側に指示

安全性説明

訴訟原告団(浅石紘爾代表)

核燃サイクリクル阻止一方人

核燃訴訟口頭弁論

工場(六ヶ所村)などの事業許可取り消しを国に求めた行政訴訟の口頭弁論が26日、青森地裁であった。原告によると、工藤哲郎裁判長は非公開の進行協議で原告が施設直下にあり活動層と土張する六ヶ所断層を巡つて、施設の安全上、問題視していない理由を説明

するよう国側に指示した。

原発の新規制基準は、活断層上部での重要施設設置を認めておらず、六ヶ所断層の活動性は重要な争点。原告側はこれまでに日本原燃の調査で判明した施設周辺の断層の一つが、六ヶ所断層から付随してできたと主張。その断層上部で火山灰層が切れているのは、その断層の活動を裏付けると考えられることから、関連する六ヶ所断層の活動性も想定るべきと訴えてきた。

側に次回期日の12月19日に説明するよう求めた。

国側はこれまでに六ヶ所断層について、「存在しないいか、仮に存在したとしても震源として考慮する活断層ではない」としている。

1. 次回期日

2025年12月19日(金)

午後1時30分～ 進行協議

午後2時～ 口頭弁論

2. 原告団提出予定書面

- ① レッドセル問題の続き
 - ② 最大想定事故(使用済燃料の損傷)
 - ③ 火山問題の反論
 - ④ 論点整理書面(レッドセル・火山)
 - ⑤ 立証の書写真

3. 次々回以降の日程予定

2026年3月13日(金)/6月26日(金)

4. 進行協議とあわせて裁判傍聴をよろしく
お願いします。

裁判は主張段階からいよいよ立証段階に突入していきます。

日本原燃は5日、六ヶ所再処理工場(六ヶ所村)の認可に関する審査会合で、説明時期の一部先送りを盛り込んだ全体計画を原子力規制委員会に示した。規制委の審査チームは原燃の審査対応を「減速感がある」と指摘、「準備不足」として改善を求めた。

原燃は2025年度中の認可取得を目指し、11月に説明会を終える目標を維持している。一方、修正を加えた最新の計画によると、10月に予定する説明項目は、これまでの倍以上の約50項目に上る。11月は約25項目。説明や準備に時間要するところが残っている。

審査チームは、地盤モルタルなどへの影響を確認する必要があるとして対応を要とした。今後の審査期間に及ぼす影響について、担当者は取材に「現時点では影響極められない」と述べ、原燃の検証結果を待つとしている。

2025.8.6 東奧日報

2025. 9. 27 デーリー東北

Oh! MAGROCK 17と

第17回大間原発反対現地集会 2025

弁護士など 中野 宏典

大マグロックに初めて参加したのは、いつだつたろうか。すっかり曖昧になってしまった記憶だけど、たしか、ぼくがまだ北海道に住んでいたころで、娘が2才、下の息子はまだ1才にもならないころだったようだ。自分がどんな曲を歌ったかも覚えていない。ただ、この大マグロックってやつは、初めて体験するような異様なエネルギーに満ちていて、岡本太郎的に言えば「なんだこれは！」という興奮を覚えたこと、そして、ギターの音の中ですやすやと眠るたくましい息子（笑）のことは、忘れることができない。

以来、ぼくはすっかり大マグロックの虜になり、毎年、大マグロックに会いに来ている（はずだ）。子どもたちも、毎年とまではいかないけれどもそれなりに高い出席率（？）のはずで、ただ、これは、年に1度、大間に来た時だけは、ぼくが回らないお寿司屋さんに連れていき、美味しいマグロを食べさせることも関係しているかもしれない（笑）。大マグロックの重要なピースの一つ、「MAGRO」である。

大マグロックのよさについては、参加者それぞれ感じるところがあると思うけど、ぼくは、「反対」のボリュームが小さめなところが好きだ。もちろん、ぼく個人は原発には反対だし、弁護士としては、原発はちっとも安全じゃないという正論を真正面から主張しなければいけない。が、「反対」は、同時に反作用も生む。大マグロックに通うようになってからぼくは、反作用を生まず、大間の人たちも、何なら電力会社の人たちも、みんなが納得できるような脱原発ができないか、ということをずっと考え続けているんだけど、その小さな種の一つが、大マグロックにあるように感じている。

何年前だったか、大マグロックの陽気な音楽を聴いた町の中学生数名が、会場まで聴きに来てくれたことがあった。フェス翌日の現地集会でも、デモ行進はするけれど、みんな笑顔で、町の人たちに手を振りながら行進する。時々、家の中から、遠慮がちではあるけれど、手を振り返してくれる人もいる。大マグロックの重要なピースの一つ、「OHMA」、これは、主催者の一人、YAMさんの人柄が大きいんだと思う。

そんな大マグロックだけど、今年はぼくの中では少しだけ特別だった。ぼくが初めて参加した十数年前の大マグロックで、ギターの音



中ですやすやと寝ていた息子、K-JIRO先生と共に演させてもらえたことになったからだ。ぼくは歌とギター、K-JIRO先生はドラム。電車も大人料金で乗るようになり、声変わりもしたK-JIRO先生。人前で初めて演奏するってんで、かなり緊張したと思うけれど、さらに容赦ないことに、1曲はドラムを叩きながら歌まで歌わせてしまった。ドラムの叩き語り、『Romanticが止まらない』でお馴染みの、いわゆるC-C-B方式ってやつである。今思えば大変な無茶をやらせたものであるが、K-JIRO先生は見事に演奏しきってくれた。

今年の大マグロック17の個人的なハイライトは、何年かぶりに参加してくれたちだ原人with CHIDA MANSとphokaちゃん。ちだ原人の土着でピースフルなバイブルーションは相変わらず最高で、会場全体を踊りの渦に巻き込んでくれたし、phokaちゃんの歌声は青空にすうっと溶け込んで、そのとき大間にいた全ての人の心のひだに届いたんじゃないかなと思わせてくれた。大マグロックの一番重要なピース、「ROCK」。

今年の現地集会も、ぼくにとっては特別だった。大間原発訴訟の会代表の竹田とし子さんが今年2月に急逝され、その後初めての現地集会だったからだ。福島第一原発事故が起きるまで、原発のことについてなんにも知らないただのオットセイだったぼくにとって、弁護団長だった森越清彦弁護士と代表の竹田とし子さんは、恩師のような存在だった。森越先生も数年前に亡くなり、今度は竹田さんが…。集会で、最近の裁判の全国的な動向を報告するように頼まれていたのだけど、どうしても、竹田さんのことを話さずにはいられず、冒頭で一言だけ話した。

思えば竹田さんも、いつもニコニコと穏やかで、でも信念は絶対に曲げない人だった。本人は否定するだろうけど、その意味では「ROCK」だったような気がする。改めて、竹田さんの写真に向かって、大間原発訴訟の勝訴を誓い、大間町をデモ行進した。笑顔で、町の人たちに手を振りながら。

仙台で、講演会を行いました

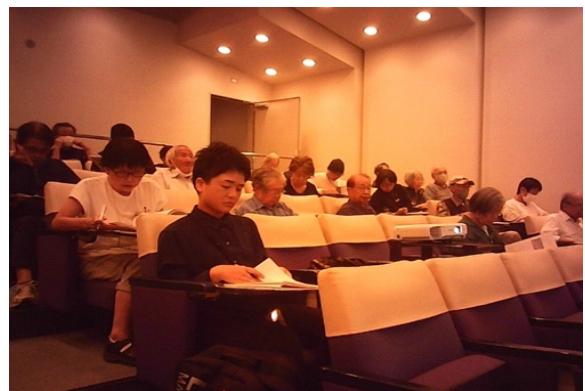
事務局長 山田 清彦

7月26、27日、八戸から大間まで、大マグロックのバスツアーのガイドを頼まれて、ガイドを務めました(今年で3年目)。その際、大間原発反対の看板のある場所で集会に参加した時に、仙台から来ていた知人から、講演会の講師を頼まれました。新型コロナが広がって以来、県外講演の依頼がありませんでしたから、久しぶりの県外講演です。

主催者は「みやぎ脱原発・風の会」です(以前、ウラン濃縮裁判、低レベル放射性廃棄物埋設施設裁判の仙台高裁では、傍聴者の確保等にご協力頂きました)。9月28日に公開学習会として行われ、演題は「～どこにも行き場のない『核のゴミ』～『六ヶ所再処理工場』と核燃サイクルの真実」です。

会場は仙台市戦災復興記念館4階研修室で、プロジェクターを用意出来るミニ映画館のようで、60名ほど参加できる会場でした。

9月26日の集会で50分間話していたので、その資料に「再処理工場の重大事故」、「高レベル放射性廃液の蒸発・乾固」、「最近の規制委員会の審査」等を加えてパワーポイントを用意し



ました。参加者は40名で、残念ながら若い方は少なかったです。但し、懐かしい顔もお見えでした。

講演の後に、質疑討論があり、青森の現状を訴えると同時に、六ヶ所再処理工場と東海再処理工場に挟まれていることも訴えさせていただきました。

なお9月26日には、社民党青森県連合で新党員向けの学習会があり、ここでは「このままでは青森県は核のゴミ捨て場」という講演を約50分行いました。資料として、「なぜ六ヶ所村に核燃サイクル施設があるのか?」、「青森県の原子力施設の立地経緯」、「再処理工場の竣工スケジュール」、「原告団の裁判について」を配りました。9月27日と29日は六ヶ所ピースサイクルに参加。その合間の仙台講演でした。

30回目の六ヶ所ピースサイクルを迎えて

ピースサイクル全国ネットワーク共同代表 吉野 信次

早いものですね。私たちが六ヶ所村に通いだしてから30年がたちます。ピースサイクル運動は1986年、大阪の若者たちが、自転車で5泊6日かけてヒロシマまで走る活動から始まりました。出会いと感動の旅は、またたく間に全国に広がり、5年目には全国的な取り組みになりました。当初は北海道・幌延から広島に向かうコースで、六ヶ所村は通過するだけで特別の行動ができませんでした。

●再処理工場を争点化する六ヶ所ピースサイクル始まる！

10年目の活動から、東京起点に西側の地域

はヒロシマに向かうコース、東は六ヶ所村に向かうコースをつくり、六ヶ所の再処理工場を争点化する取り組みが始まりました。六ヶ所ピースサイクル運動の始まりです。事務局を担っていた首都圏の5ピースサイクルが96年の春に東北5県の市民運動や労働運動で活動されている方々に要請行動を行いました。

その結果、96年から始まった六ヶ所ピースサイクルは、山形～秋田～弘前コースと東海村～福島～宮城～岩手～八戸コースで、結集地点の六ヶ所村役場には、自転車隊が100台近く集まりました。宿泊場所は泊の東海館です。

宿に宿泊できない場合は浜辺でテントを張つての宿泊でした。

その後、この30年間で走れない地域が出てきて日本海側のコースが10年ほどでなくなり、太平洋側は23年まで継続できましたが、昨年から自転車での六ヶ所村入りはできなくなりました。

●3日間の学びの行動から

当初の六ヶ所行動では、再処理工場反対運動前から、巨大開発の動きに抗する闘いの先頭に立ってきた寺下前村長や、小泉さん、種市さんたちにも励まされ、また六ヶ所村に移住してきて頑張っている若い人たちにも共感してきました。

脱原発運動は、「3.11」のフクイチの過酷事故によって空前の盛り上がりを見せましたが、核燃料サイクルや再処理工場問題にメスを入れる運動は広がったとは言えませんでした。最終処分場問題は、脱原発運動を分断するから棚上げにするという消極的な対応が生まれました。

六ヶ所ピースサイクルは、2泊3日の行程です。1日目は、六ヶ所村役場前に昼頃に結集して、PR館で再処理工場の内容を学びます。このPR館での説明員はいつも三沢市在住の山田清彦さんにお願いしてきました。その後再処理工場前での抗議行動をして宿泊場所へ。当初は泊の東海館、東海館閉館後は菊川さんが経営する牛小屋に宿泊しています。

2日目は、下北半島の先端の大間までの行動です。午前中にむつ市内で「核の中間貯蔵施設」はいらない！下北の会」との交流会、大間で「マグロどん」を食べてから、大間原発敷地内で頑張っている「あさこはうす」での交流会、帰りには、温泉につかって帰ります。

3日目は、一日行動で朝の六ヶ所村訪問と意見交換会、日本原燃本社での意見交換会、午後は移動して、青森県庁との意見交換会です。この3つの意見交換会は、1か月ほど前に「質問と提案」の申し入れ書を提出しておきます。事前の文書回答もいただいています。青森県との交渉では、当初「県民がいない団体との



話し合いはしない」との強硬な態度に怒り、あきれましたが、諦めないことを学びました。当時県議だった古村さん、現在も県議として活躍されている鹿内さん等の支援をいただき、あたり前の話し合いができます。

●諦めないで、再処理工場を稼働させない運動を！

私たちピースサイクル運動は、全国各地の原発再稼働反対の運動に関わりながらも、六ヶ所ピースサイクル運動を通じて、核燃料サイクルや最終処分場問題についても学び、事態の深刻さを実感してきました。

この30年間、千葉ピースサイクルを中心に参加された多くの仲間たちが、六ヶ所村やむつ市、大間町、青森県内で再処理工場はいらない、中間貯蔵施設は作らせない、大間原発は稼働させない、と頑張っている仲間たちの闘いに励まされながらも、核燃半島化していく状況に危機感をつのらせてきました。

核燃料サイクルストップ！再処理工場を本格稼働させない！闘いを全国の原発を再稼働させない闘いと連携させて、政府の原発推進政策を問い合わせていきたいと思います。

この30年間、青森県内で現地の闘いや1万人訴訟の闘いから学び、励まされ、継続させていただいたみなさまに感謝します。

これからも可能な限り、六ヶ所ピースサイクルを継続させていきたいと思います。

広島市で、再処理止めようの訴え！

事務局長 山田 清彦

10月5, 6日に広島市で開催された、「核のない未来を！世界核被害者フォーラム」に登壇者一人として参加してきた。

しゅん工を迎えるかも知れない六ヶ所再処理工場の危険性を訴えることで、主催者側から私に声が掛かった。

5日の冒頭は、登壇者らが原爆慰靈碑に参列し、献花をしてから、アステールプラザ中ホールに向かった。

2日間のメインテーマは、「ヒロシマから世界に届けよう！核と人類は共存できない！ヒバクシャの人権獲得を！」である。

「1. 広島・長崎原爆被曝」、「2. ウラン採掘・精錬・核燃料製造」、「3. 核実験と核植民地主義」、「4. 原発事故・原発労働」、「5. 核廃棄物の処理・劣化ウラン弾」と5つのセッションがあり、国内外の約30名の登壇者が講演する予定であった。しかし、何人かの方が体調不良であったり、都合により参加出来なかったり、アメリカ政府から目をつけられていたりで、ビデオ参加の方もいらっしゃった。

5日の後半には、ウラン鉱山被害者のドキュメンタリー「コンゴよ！われわれのポケットが血で汚れている」の上映会があった。この映画のシュリプラカッシュ監督が、1999年に「ブッダの嘆き」を製作していたのだ。ちなみに5日の参加者は主催者発表で、約380名であった。日本語と英語の発言が交わされるので、同時通訳した声を聞かないと話についていけなくなる。こういう作業を、5人ぐらいのスタッフでやっていたと聞いて、ビックリした。

6日の午後が、いよいよ私の登壇です。月曜日ということもあって、参加者は5日の半分くらいでした。私の発言時間が少ないので、前もって用意した資料を全部紹介出来ませんでしたが、「再処理工場が事故を起こしたら大変」は、しっかり訴えてきました。

原告団作成のチラシ(再処理工場から各種の

放射性物質が放出されるチラシ)を持参しましたが、私の発言後、手に取る人が多くなり、私の訴えが、効果をもたらしたと思います。

私の参加したセッションの最後に、「7日の朝に、むつ小川原港にカナダから六フッ化ウランが搬入され、現地では、抗議集会を行う準備をします」と訴えました。

6日の後半にはラウンドテーブルが用意され、「世界核被害者の連帯をどう築くか」が議論された。日本からは大学生が参加し、弱者の視点での訴えがありました。

最後に、広島宣言(案)と世界核被害者の権利宣言2025(案)が提起され、参加者の拍手で承認されました。

ちなみに(案)の起案に海渡弁護士も協力したそうで、海渡先生も参加されていました。また、何名か私の顔なじみも見えていました。

このフォーラムは、前回開催が10年前でしたが、可能であれば5年後に開催したいと、主催者の「核兵器廃絶をめざす広島の会」の共同代表の森滝春子さんが述べておりました。

六ヶ所再処理工場は、もしかしたらガラス固化が順調に出来ず、せん断開始が大幅に遅れる可能性が高い。5年後にも、まだ動かない再処理工場の危険性を訴える必要があるかもしれない。その際には、経済的に支えさせられている会場の皆さんに、再処理工場を止める必要を訴える場にしたい。



2025.10.5 原爆死没者慰靈碑に献花

核燃基礎講座

三沢・六ヶ所・下北バーチャルツアー

三沢基地通信傍受施設「象のオリ」1965年～2001年?に撤去・「エシュロン」(ゴルフボールに替わる。2014年に「象のオリ」は解体 現在は「ゴルフボール」が大小20個以上点在

9月22日原告団ホームページ委員会

再処理工場正門

案内人 伊藤 和子（三沢市在住・原告）

私が、六ヶ所村に初めて行ったのは、1973年の寺下力三郎氏が立候補した村長選挙でした。上十三地方労働組合(総評傘下)の書記として働き始めた頃、運動の事は何もわからないまま、むつ小川原開発の反対運動に触れ、そしてその延長線上に「核燃料サイクル」が浮上。

1989年12月の総評解散まで、仕事を通して「核燃料サイクル」の立地までの反対運動等に関り、何度も悔しい思いや、理不尽な事を見せつけられました。

総評の解散により地方労退職し、その後別の職に就き、60歳まで仕事をしながら何とか節目節目の集会、学習会等に関わり続けて来ました。

今も、何らかの形で関わっているのは、六ヶ所での悔しさとその時々に抵抗していた村民やそれを支えながら反原発・反核燃の運動を続けてきた人たちとの出会いがあり、そのつながりを必然と思えるからかも知れません。

農家育ちの私は、農業政策(フジ製糖・減反等等)への疑惑を肌で感じていました、そのことがむつ小川原開発、核燃料サイクル政策に対する疑問にも繋がったと思います。

そんな自分に、原告団のホームページ委員会で核燃基礎講座「三沢・六ヶ所・下北バーチャルツアー」の案内人をしろと。講演等苦手な私が！？

三沢基地反戦運動に関り、むつ小川原開発反対運動で援農等をおこなった人たちが、反核燃の「村おこしコンサート」開催のパイプ役に。また、東通原発の反対運動の漁民、それを支えた市民運動の人たちが、六ヶ所漁協の海域調査の紛争と核燃反対運動と共に闘うなど、そんな繋がりで多くの人たちの運動があつたことを知ってほしい。

運動も大きな盛り上がりがあつたこともあります。それでも、むつ小川原開発で土地、漁業権が売られ、原発、核燃料サイクル施設などがこんなにも作られました。なぜだろう？

三沢・六ヶ所・下北を訪ねる(知る)ことで見えてくるものもあることを願いながら、案内人を務めることにしました。

え！ Zoomでこれは大変・ユーチューブ配信！

資料作りをはじめましたが、どのように三沢・六ヶ所・下北を案内すればいいのか。何度も、写真やこの間の運動の記録(通信・チラシ・書籍など等)、山のような資料に振り回され、葛藤。何とか作り上げることができました(詳しくは原告団ホームページを)。

1985年4月9日青森県が「核燃料サイクル施設」建設の受入を決めて40年。

1964年10月通産省が「下北太平洋沿岸」が原子力施設好適地として青森県へ地質調査依頼。これが、「原子力基地化」への始まりで60年超。

こんなにも長い事をどうまとめるかも大変！独断と偏見でやるしかない。ここに登場する人々は私の尊敬する人の数人で、どれだけの人たちが六ヶ所村に下北に目を向け、思いを馳せてくれたか計り知れません。そんな中の一コマでしかないと思いながら「三沢・六ヶ所・下北バーチャルツアー」を開始！！

まず三沢では、基地の概要・基地が及ぼす問題など、これまでの反基地闘争等について、写真と図で紹介。



三沢基地正門（米軍・自衛隊）

そして、六ヶ所へ



1975年11月むつ小川原開発現地説明会に竹内知事が六ヶ所へ。村民が抗議の座り込み・知事は撤退。

むつ小川原開発～核燃料サイクル施設へ変貌。
そこには多くの村民の抵抗がありました。
地域を村民を分断したむつ小川原開発・核燃料
サイクル施設。これまでの反対運動・現在の六ヶ
所村を写真等で案内。



1986年6月 核燃料サイクル施設のために海域調査が強行される。六ヶ所村泊漁民等が岸壁で抗議

原告団ホームページトップ↓

東通→むつ→大間へと

1965年東通原発誘致が決定され、1974年頃から原発誘致に漁民が反対運動を続けるが、1992年漁業補償額の提示により漁業権が売られる。1998年原発建設着工。

むつ原船の廃船、むつ中間貯蔵施設の建設・操業と、次から次へと難題を抱えている。

大間原発は2008年に着工して、未だ完成していない。原発建屋の横に「海と土地があつたら生きている」と頑固に土地を売らなかった熊谷あさ子さんの「あさこハウス」がある。今も娘さんのあつこさんが守っている。



今回「バーチャルツアー」の案内人をすることで、なぜ、青森県にこんなにも原子力施設が集中したのか？なぜ、土地・漁業権を売らなければならなかつたか？売る選択肢しか無い構図が多くの抵抗してきた人々から見えてくるような気がします。

(ホンの一コマですが教えられることが多い。
また資料を堀探ってみよう。)

原発・核燃、放射能の恐怖、事故に対する危険もさることながら、住民・地域が分断されていくことへの怒りとそこに住んでいる人の事情、心情を大切に、運動に関わっていきたい。

(ツアーの内容はHPで見て下さい(o*。_。))

※ 9月26日～28日、3日間、鎌田慧さんと一緒にバーチャルではなく、三沢・六ヶ所・下北ツアーが実現。とても有意義な時間を過ごせました。

ホームページ委員会では、「バーチャル核燃裁判」・「核燃基礎講座」を開催しています。

次回は10月21日・次々会は11月13日の予定です。詳しくはホームページを。

これまでの講座の資料の掲載、動画の配信、裁判の資料や原告団ニュースも掲載！

是非是非・ホームページを見て下さい。また、事務局へご意見・ご希望をお寄せください。

ホームページ <https://1mangenkoku.org>

お知らせ

『チェルノブイリ その後の世界』上映&コリンさんのお話会

主催：フクシマ・六ヶ所プロジェクト

フランス在住のコリンさんが、チェルノブイリ事故から29年、フクシマ事故から14年の今、世界的に広がる原発事故矮小化の風潮に異議を投げかける映画を携えて、八戸に来られます。

気が付くと、青森には様々な核施設が建ち、核のゴミが持ち込まれて、「核と共に生きること」を余儀なくされています。私たちは、本当にそのことを選び、納得して暮らしているのでしょうか？

今回、新たに「フクシマ・六ヶ所プロジェクト」と云う会を立ち上げ、少しでも若い方々、今まで参加したことのない方々にも呼び掛けるために、多方面の方に加わってもらい、取り組んでいます。また、自主上映会後援事業「白マドの灯」の助成を受けることができました。

もういい加減に「原子力やめましょ！」

コリン・コバヤシ：1949年東京生。1970年渡仏以来、フランス・ブルターニュ在住。美術家から活動を開始、その後、フリージャーナリスト、映像作家としても多方面に活動。70年代後半から反核運動に関心をもち、1986年のチェルノブイリ原発事故以後、本格的に反核・反差別など社会運動にかかわる。

著書に『グラントの塩物語』(2001年岩波新書)、2002年洗沢クローデル賞現代エッセイ賞『国際原子力ロビーの犯罪

チェルノブイリから福島まで』(2013年文友社)、編著に『市民のアソシエーション』(2003年大田出版)等多数。



主催：フクシマ・六ヶ所プロジェクト
fuku6pro123@gmail.com



このドキュメンタリー映画「チェルノブイリ その後の世界」は、フランスのNPO「チェルノブイリ・ベラルーシの子供たち」が、子供たちの医療に関与したベルラードの放射能測定をおこなった測定師や看護師などの証言を取り材制作したドキュメンタリーです。フランス在住のジャーナリスト、コリン・コバヤシさんはこの映画の撮影にも関わり、「チェルノブイリ原発事故で、現在でも子供たちや女性たちに影響が出ている。放射能が長期間に渡って被害を及ぼしている」と話す。

今、世界では残留放射能があても気をつけて暮らせば汚染地帯でも楽しく暮らせるといったプロパガンダを中心になっています。

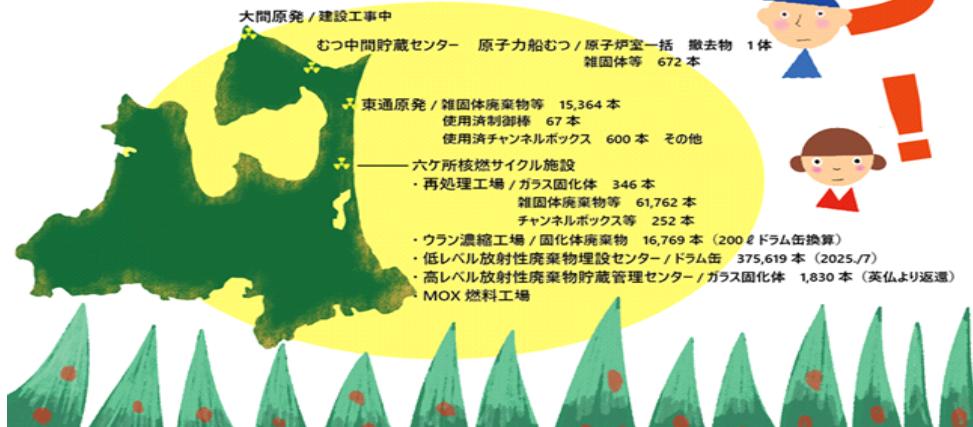
日本でも放射能の影響が矮小化されているのではないか?

福島の原発事故も過去の出来事として葬り去られようとしています。

福島事故から14年経った現在も、

- ・原子力緊急事態宣言は今なお発令中
- ・健康不安の拡がり（鼻血、体調不調、がん等）
- ・避難指示区域が今なお309km²（東京23区の約半分）
- ・帰還できない、帰還しない人たち、少なくとも3万人以上
- ・廃炉作業の停滞（取り出すデブリは1回目0.7g 2回目もわずか）全部で880トンのデブリ
- ・中間貯蔵の汚染土の処理問題、汚染水問題
- ・今なお海洋、大気中に放射性物質を放出（次の大地震で福島第一原発は大丈夫か）

既に核と共に生きている青森県民！青森県には津山の原発施設があり、特に六ヶ所村には原子力施設の使用済燃料や低レベル放射性廃棄物、高レベル廃棄物が貯蔵されています。この数字は2025年4月現在のものです。



11月1日（土）14時～
八戸市総合保健センター
大ホール（イオン田向店隣）

参加費：1000円
前 売： 900円
高校生以下：無料
※ネット予約は↓



託児あり・展示あり
ブースもopen予定

八戸市在住
原告 三笠 朋子

六ヶ所核燃などを巡る動き

2025年

- 7 26,27 第17回大MAGROCK開催。
- 27 第17回大間原発反対現地集会開催。
- 30 日本原燃増田尚宏社長の定例会見：むつ市のリサイクル燃料貯蔵(RFS)に関する燃料の中長期搬入・搬出計画が示されたことを受け、再処理工場の長期運転は健全性が確認できれば技術的には可能との認識を示す。
- 31 原告団：運営委員と事務局員を対象に「蒸発・乾固」についての学習会を開催(講師は事務局長)。
- 8 4 日本原燃：2024年11月に再処理工場で発生した、高レベル放射性廃液の貯蔵タンクなどに設置している排風機の監視機能停止や故障トラブルについて、広範囲の制御信号に関する電源を遮断したことが要因だったと公表。再発防止に向か、ルールの周知徹底を図る。
- 5 原子力規制庁：再処理工場の詳細設計認可(設工認)を巡る審査会合で、日本原燃に対し説明の準備不足を指摘し、「マラソンでいえば折り返し地点にも達していない」とし、理解度を深めることと丁寧な説明を求めた。
- 6 核のゴミから未来を守る青森県民の会：むつ市に立地する中間貯蔵施設の燃料中長期搬入・搬出計画が提示されたことを受け、県に対し、住民の不安解消のために説明会を開くことなどを要請した。
- 9 原告団：事務局会議を開催。
- 19 宮下宗一郎青森県知事：核燃料サイクル施設を初めて視察した。
- 22 原告団：運営委員会を開催。主な議案は脱原発政策実現全国ネットワークで進めている「プルトニウム利用政策の見直しを求める緊急団体署名」の取り組みについて。
- 26 青森労災病院(八戸市)と日本原燃：放射性物質に汚染された傷病者を受け入れる緊急被ばく医療合同訓練を同病院で行い、医師や看護師らが除染や医療処置の手順を確認した。
- 9 7 原告団：事務局会議を開催。
- 11,12 原子力規制委員会の長崎晋也委員：核燃料サイクル施設の保障措置と核セキュリティーに関する取り組みを確認するため、現地を視察した。
- 11 電源開発(Jパワー)：青森県大間町の町議会大間原発対策特別委員会で、2030年度としている大間原発の運転開始目標について「全力を尽くすが厳しい」との認識を示した。
- 16~24 原子力資料情報室の放射線測定に協力：六ヶ所で放射線測定用の試料(松葉、砂、土、水)を採取し発送。
- 20 大間原発に反対する地主の会：大間町チラシ配布と交流会を開催。
- 22 原告団：Zoomによる核燃基礎講座(No.12)「バーチャル下北半島ツアー」を開催。講師は伊藤和子さん。
- 26 核燃裁判。3通の準備書面を提出し、被告の主張に反論した。また、工藤哲郎裁判長は非公開の進行協議で、原告が施設直下にあり活断層と主張する六ヶ所断層を巡って、施設の安全上、問題視していない理由を説明するよう国側に指示した。
- 28 みやぎ脱原発・風の会：山田事務局長を講師に「『六ヶ所再処理工場』と核燃料サイクルの真実」と題した講演会を開催。
- 29 日本原燃：再処理工場の詳細設計認可(設工認)審査で、目標の「11月までの説明終了は難しい」との認識を示した。
- 10 1 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の詳細設計認可(設工認)の審査を巡り、遅れる可能性について言及した。一方、2026年度の完工目標維持は強調した。
- 2 武藤容治経済産業相：大臣就任後初めて再処理工場などを視察した。
- 5,6 世界核被害者フォーラム：事務局長が参加し再処理工場の危険性について講演(広島市で開催)。
- 6 村上誠一郎総務相：青森県が規制する地域などで陸上風力、太陽光発電を行う事業者に税を課す「県再生可能エネルギー共生税」の新設に同意した。
- 7 核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会：カナダから輸送され陸揚げされた「六フッ化ウラン」搬入にたいし抗議集会を開催(むつ小川原港)。

お知らせ

- ◆ **核燃裁判 報告集会** 2025年12月19日(金) 14:00～青森地裁
裁判終了後(会場：青森弁護士会・会議室(日赤ビル 5階))
- ◆ **『チェルノブイリ その後の世界』上映&コリンさんのお話会**
2025年11月1日(土) 14:00～16:30 (詳細は18頁をご覧ください)
- ◆ **2025年 反核燃秋の共同行動**
青森行動 2025年11月15日(土) 11:15～12:45 会場：ワ・ラッセ
むつ行動 2025年11月16日(日)
両日共・講演会開催 講師：木原省治(被爆2世)
- ◆ **第20回产地直売会**
2025年11月15日(土) 10:00～15:00 会場：ワ・ラッセ 西の広場

後期会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願ひします。

コラム

我はMIROKUなり

夢坊

积迦が入滅して、56億7千万年後に仏の悟りを開き人々を救うのが弥勒菩薩だそうです。「ふげん」と「もんじゅ」の失敗から、核燃料サイクルの期待を背負わされている再処理工場「みろく」は、32年経っても完成していません。完成していませんが施設内に放射能は溜まり続け、海に空に放射能を流すことで維持されています◆聖書に載っている地図の範囲が我らの国、アラブの地も本来は我らのものだと言う某国。皇室の先祖を奉るという皇大神宮(伊勢神宮)。1985年に青森県知事が原子燃料サイクル立地協力を受け入れてから、まだ40年、全県民が諸手を上げて賛成したわけではないが、当時を知る人も反対した人々も少なくなった。電力会社は、原発立地の県民には、青森県が放射能ゴミを引き受けてくれると喧伝する。情報が真実である必要はない、虚構でも構わない、情報量と継続する時間が、真実を消してゆく。人は自己に都合の良いものを信じる◆核廃棄物を10万年もの期間、本当に管理できるのか、それに必要な資材とエネルギーとカネと労働、原子力産業はまだまだ半永久的に儲かる仕組みを作った。誰が管理できるのか。昔「跳べ！原子力ロボむつ」という戯曲があった。今なら全身にペロブスカイト太陽電池を纏い、自己再生能力とAI思考力を持つロボットになるのだろう。全てのロボットを操るマザーコンピューター「MIROKU」への命令はただ一つ、放射能が自然界レベルに減衰するまで見守り管理する事。たとえ人類が核戦争で全滅しても・・・。

カンパを戴いた方々です。
ありがとうございました。

瀬尾英幸、高橋将之、マシオン恵美香、
豊巻絹子、松島恵美子、浅井秀明、井戸謙一、
小林徳子、内田弘志、渡辺つたえ、土屋良紀、
山本礼治、田中榮、栗橋伸夫、赤沢美恵子、
曾我日出夫、大澤統子、伊藤和子、田平康子、
安部川てつ子、西尾美和子、匿名希望の方々
(敬称略)

会員の一言

・ニュース145号の編集後記、同感です！
(東京都 A.M様)

会員・サポート募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座 (ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名：『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番)：二三九(239)

預金種目：当座

口座番号：0037486

会員 /年間6000円(購読料共)

サポート /年間3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://1mangenkoku.org/>